

本要領は、平成26年度第1次補正予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要領（案）

26生産第〇〇〇号
26林整研第〇〇〇号
26水推第〇〇〇号
平成27年〇月〇〇日
生産局長通知
林野庁長官通知
水産庁長官通知

第1 趣旨

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱（平成27年〇月〇日付け26生産第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

1 大規模導入実証

本事業は、農林水産分野において、ロボット技術の導入による作業の効率化・省力化・軽労化や農林水産物の品質向上、収量の安定等の効果を実証する取組、ロボット技術をより効果的かつ安全に活用する方法を確立する取組、ロボット技術の活用場面を拡大する取組であって、次に掲げるものを行うこととし、アの（ア）、イ、エ、オ、キの（ア）、（イ）については必ず行うこととする。

なお、本事業において導入の対象とするロボット技術は、農林水産物の生産、加工・調製、出荷（いずれも農林漁業者自身が行うもの）のいずれかの段階において、作業の効率化・省力化・軽労化又は農林水産物の品質・収量の向上・安定化に資するロボット技術であって、別表1に掲げるものとする。

ア 実証検討委員会の設置等

（ア）イ～キの取組を行うための実証計画の検討や実証結果の検証等を目的とした、学識経験者、行政機関、試験研究機関の職員等を招へいして行う実証検討委員会の設置・開催。

（イ）イ～キの取組を行うために必要な有識者からの技術的な指導・助言等を受けるための外部研修会等への参加。

イ ロボット等の導入

（ア）ロボット技術の導入効果を実証するために必要なロボット及び付帯的な

機械の導入。

(イ) ロボット技術の活用方法に関する活用者への研修。

ウ ロボット技術を活用するための環境整備

ロボット技術の活用・実証に必要なRTK-GPS基地局の設置、無人走行実証を安全に実施するために必要な進入防止柵の設置や進入路の整備等の環境整備。

エ ロボット技術の生産現場での活用及び効果測定等に必要データの収集

(ア) イで導入したロボット等を用いた農林水産物の生産、加工・調製又は出荷。

(イ) 導入効果の調査・分析に必要となる労働時間、資材費、農林水産物の品質、収量等のデータの収集や、機器の耐久性、安全性等の評価に必要な様々な場面における使用実態の把握。

オ 導入効果等の調査・分析・評価

エで収集したデータに基づく調査・分析・評価を通じた、ロボット技術の導入効果や問題点・課題の解明。

カ ロボット技術の改良

イで導入したロボットの問題点・課題の解決のための仕様変更等のロボット技術の改良。

キ 成果の報告及び普及

(ア) ア～カの実証されたロボット技術の導入効果等に関する報告書の作成。

(イ) ロボット技術をより効果的かつ安全に活用する方法をまとめたマニュアルの作成。

(ウ) ロボット技術の普及のための研修会等の開催や普及啓発資料の作成。

なお、必要に応じて、2の事業を実施する事業実施主体に対して、実証内容や状況等に関する情報を提供するなど、相互に連携しながら事業を行うものとする。

2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

ア 実用化検討委員会の設置等

(ア) イの実証を行うための計画の検討等を目的とした、学識経験者、行政機関、試験研究機関の職員等を招へいして行う実用化検討委員会の設置・開催。

(イ) イの実証を行うために必要な有識者からの技術的な指導・助言等を受けるための外部研修会等への参加。

イ 実用化の促進に向けた検討

(ア) ロボット技術の規格の標準化、安全性確保のルールづくり及び機能安全認証のあり方に係る調査・分析。

(イ) 異分野からの技術参画を促進するための技術者のマッチング及び革新的アイデアの発掘調査。

(ウ) ロボット技術を導入すべき作業を特定するための業務分析。

ウ 成果の報告及び普及

- (ア) ア及びイの成果に関する報告書並びにパンフレットの作成・公表。
- (イ) ア及びイの成果を報告するシンポジウムの開催。

第3 事業実施期間

事業実施期間は平成27年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

1 大規模導入実証

本事業の事業実施主体は、民間団体等（民間企業、協同組合、学校法人、独立行政法人等）又は民間団体等、農林漁業者、都道府県、市町村等を構成員とするコンソーシアムとする。なお、コンソーシアムは、必要に応じて構成員の中から補助金に係る全ての手続き等を行う法人格を有した中核機関を選定できるものとする。

事業実施主体は以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施主体となる民間団体等は、本事業に係る経費及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (2) 事業実施主体となるコンソーシアムは、定款、組織規程、会計経理規程等組織運営について明確に定めるほか、規約等において一つの手続に複数の者が関与するなど、事務手続に係る不正を防止する体制が整備されていること。

2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

本事業の事業実施主体は、リスクアセスメントや規格の標準化等、第2の2のイの各検討項目についての専門性を有する民間団体等で構成されるコンソーシアムとする。

事業実施主体となるコンソーシアムは、定款、組織規程、会計経理規程等組織運営について明確に定めるほか、規約等において一つの手続に複数の者が関与するなど、事務手続に係る不正を防止する体制を整備することとする。

第5 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、別表2に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限ることとする。

第6 補助率等

補助率は以下のとおりとする。

補助対象	補助率
[第2の1のイの(ア)に係る取組] (※1、2)	
ロボットの導入費（平成27年1月1日時点において市販化さ	1 / 2 以内

れているもの)、付帯的な機器の導入費	
ロボットの導入費（平成27年1月1日時点において市販化されていないもの）	2 / 3 以内
[第2の1のア、イの（イ）、ウ～キに係る取組]	定額
[第2の2に係る取組]	

※1. 市販化とは、店頭やインターネットなどで価格を設定されて一般に販売されている状態を指す。

※2. リース契約を行う場合の補助の考え方については、第8に定めるところによる。

第7 事業実施計画

1 事業事業計画の作成等

- (1) 事業実施に当たり、第2の1の事業の事業実施主体は要綱第4の1に基づき別記様式1-1号により地区事業計画を、第2の2の事業の事業実施主体は要綱第4の2に基づき別記様式2-1号により全国事業計画を作成するとともに、生産局長、林野庁長官、水産庁長官（以下「生産局長等」という。）に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画の提出をもってこれに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第4の1の3の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業費の30%を超える増減
- (5) 国庫補助金の増加又は30%を超える減少

3 事業実施計画の承認

- (1) 生産局長等は、提出された事業実施計画について、要綱第4に基づく承認を行った場合には、第2の1の事業の事業実施主体においては別記様式1-2号、第2の2の事業の事業実施主体においては別記様式2-2号により事業実施主体へ承認した旨を通知するものとする。

4 成果目標

要綱第3の2の生産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2の1の事業の成果目標については、単位面積・作業量当たりの作業時間、作業人数、労働強度、生産コスト、収量又は品質など、ロボット技術の導入による作業の効率化・省力化・軽労化又は農林水産物の品質向上、収量の安定等の効果を測ることのできる指標を設定するものとする。

(2) 第2の2の事業の成果目標については、第2の2の事業内容に応じて設定するものとする。

(3) (1)、(2)の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

5 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

6 管理運営

生産局長等は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第8 リース契約について

第2の1の大規模導入実証において、ロボットや付帯的な機器を導入する際にリース契約を行う場合にあっては、次に掲げる要件に従うものとする。

1 リース料の助成額については、次に掲げる算式により計算し、千円未満を切り捨てた額であって、ロボットを購入した場合に補助される金額を超えない額とする。

なお、算式中、リース物件価格及び諸経費は消費税を除く額とし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。リース期間はロボット利用者がロボットを借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} + \text{諸経費}) \times \text{リース期間 (事業実施期間)} \\ \div \text{法定耐用年数}$$

2 リース導入する付帯的な機器の選定に当たっては、可能な限り一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

3 ロボットや付帯的な機器のリースによる導入に対する助成を行う場合にあっては、国は、本事業が適切に行われるよう、必要に応じて、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業者に照会するなど配慮することとする。

第9 事業の評価

1 大規模導入実証

(1) 要綱第5の1に基づく事業実施主体自らが行う事業評価及びその報告は、別記様式1-3号により行い、7月までに生産局長等に報告するものとする。

(2) 要綱第5の2に基づく生産局長等による評価は、要綱第5の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組

状況に関し、適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- (3) 生産局長等は、要綱第5の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、別記様式1-4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

- (4) 生産局長等は、(3)の評価結果について取りまとめ後、速やかに公表するものとする。

- (5) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、生産局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、必要に応じて、指導を行ってから1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式1-5号により提出させるものとする。

- (6) 生産局長等は、(5)の改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体から、再度事業評価シートを提出させるものとする。

2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

- (1) 要綱第5の6に基づく事業実施主体自らが行う事業評価及びその報告は、別記様式2-3号により行い、7月までに生産局長等に報告するものとする。

- (2) 要綱第5の7に基づく生産局長等による評価は、要綱第5の6に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、必要に応じて、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- (3) 生産局長は、要綱第5の6により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、別記様式2-4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

第10 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業実施年度及び事業実施年度の

翌年度以降の5年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に生産局長等に提出するものとする。

第11 収益納付

1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

(1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

(2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降の5年間とする。

3 収益納付の期限は、生産局長等が納付を命じた日から20日以内とする。

第12 事業実施基準

1 大規模導入実証

第2の1のア～キの取組を全て実施するものとする。ただし、アの(イ)、ウ、カ、キの(ウ)の取組については、導入するロボット技術の内容により必要に応じて実施するものとする。

2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

第2の2のア～ウの取組を全て実施するものとする。

第13 不正行為等に対する措置

生産局長等は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附則

この通知は、平成27年〇月〇日から施行する。

別表 1

支援の対象とするロボット技術

ロボット技術名	技術の内容
自動走行農業機械	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位システム等の技術の活用により、自動で走行、耕うん等の作業を行う技術。(有人で運転・操作をアシストするものであって、新たな技術要素のあるものや無人-有人の複数台を同時走行させるシステム等を含む。)
収穫機及び運搬機の自動化技術	<ul style="list-style-type: none"> 収穫部等の制御技術の活用により自動で収穫する技術。
農業用アシストスーツ	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の生産過程における持ち上げ、中腰作業等の高負担作業について、作業者の動作を補助する動力を用いた装着型の機械。
いちご収穫ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 赤く色づいたいちごのみを選択して、果実に触れることなく、自動で収穫するシステム。
施設園芸の高度環境制御技術	<ul style="list-style-type: none"> 園芸施設の環境制御において、温度や湿度、日射量、CO₂等の複数のセンサーで計測された情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等の複数の環境制御機器を組み合わせた制御をICTを活用して自動で行うことができるシステム。なお、各種センサーから収集したデータや各種環境制御機器の制御状況等のデータをクラウド等の外部に出力し、システム等の改善に活用することができるもの。
生傷等自動判別ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 園芸作物の生傷及び内部腐敗をセンサーで検出・自動判定し、除去する技術。
高性能林業機械自動走行	<ul style="list-style-type: none"> 丸太を運搬するためフォワーダがセンサー等技術の活用により、森林作業道等の一定区間を自動で走行する技術。
自動植林・育林機械	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ苗をオペレーターが指定した場所に自動で植栽する作業が可能であり、アタッチメントの交換により下刈りをすることもできる技術。
養殖網清掃ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 現在、人力若しくは人による操作により行われている養殖網、船底等の清掃の作業や、海底耕耘の一部若しくは全部を自動で行う技術。
船底清掃ロボット	
海底耕耘ロボット	
その他、農林水産物の生産、加工・調製、出荷 (いずれも	<ul style="list-style-type: none"> 本事業におけるロボットとは、センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する

農林漁業者自身が行うもの)
のいずれかの段階において、
作業の効率化・省力化・軽労
化又は農林水産物の品質向
上、収量の安定等に資するロ
ボット技術

知能化した機械システムとする。

- ・ 試作段階又は製品化・導入段階にあるロボッ
トに限る。

別表 2

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

I 大規模導入実証

費目	細目	内容	注意点
ロボット等の導入費	ロボットの導入費	事業を実施するために直接必要なロボットの調達・リースに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作段階又は製品化 ・導入段階にあるロボットに限る。 ・ロボットを安全に使用できる段階にあり、具体的な導入効果及び導入可能性が見込まれるものに限る。 ・調達においては、別添1「補助事業における利益等排除の考え方」によるものとする。
	付帯的な機器の導入費	事業を実施するために直接必要なRTK-GPS受信機、GPSオートステアリング、センサー等の付帯的な機器の調達・リースやクラウドシステムの利用等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術の導入効果を実証するために直接必要なものに限る。 ・調達においては、別添1「補助事業における利益等排除の考え方」によるものとする。 ・取得単価が50万円以上の機器については、見積（該当する機械を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。）を徴収すること。
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積（該

		行うことが困難な場合に限る	<p>当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。)を徴収すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実証機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	改良費	<p>事業を実施するために直接必要なロボット技術の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボットの部品の調達・製造に係る経費、設計費等 ・謝金、人件費、旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボットの实証現場への適応化や改良のための仕様変更経費に限る。 ・部品、設計費等は物品受払簿で管理すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗費は物品受払簿で管理すること。
資材費	<p>事業を実施するために直接必要な種子・苗、肥料等の資材にかかる経費</p>	
環境整備費	<p>事業を実施するために直接必要なRTK-GPS基地局の設置や無人区の製造請負工事費等の環境整備費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機材や工事費については、見積（該当する機械を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。）を徴収すること。
保険料	<p>事業を実施するために直接必要な、農林水産物の生産、加工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調製又は出荷の段階においてロボットを操作する者に対する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月1日時点において市販化されていないロボットを操作する者に限る。

		保険料	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費

			弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

II 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。）を徴収すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必	・切手は物品受払簿で

		要な郵便代、運送代の経費	管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	・ 消耗費は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	事業を実施するために直接必要な新聞広告費等の情報発信に要する経費	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付

		識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

1. 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

(2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別添 1

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〔林業用ロボットにあつては、農林水産省林野庁長官〕
〔漁業用ロボットにあつては、農林水産省水産庁長官〕

所在地

団体名

代表者 氏 名 印

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）の計画の（変更）承認申請について

平成 年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）を実施したいので、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱の第4に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

なお、事業計画に関する担当者は下記のとおり。

記

（担当者）

所属・役職

担当者氏名

電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載

FAX番号

Eメール

添付書類

- (1) 事業計画書（地区事業計画）
- (2) 応募団体の概要がわかる資料（定款、規約、会計経理規定、パンフレット等）
- (3) 直近年の決済収支等
- (4) 事業費の積算根拠となる資料
- (5) その他（※必要に応じて）

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業

大規模導入実証

地区事業計画書

事業実施年度： 平成 26 年度（事業完了予定日：平成 年 月 日）

事業実施主体名
コンソーシアム名 :

第1 事業計画総括表

事業概要	総事業費 円	負担区分				備考
		補助率	国庫補助金 円	自己資金 円	その他	
実証検討委員会の設置等 実証検討等の設置・開催 外部研修会への参加 ロボット等の導入 ロボット及び附帯的な機械の導入 活用者への研修 ロボット技術活用のための環境整備 生産現場での活用及びデータ収集 農林水産物の生産、加工・調整、出荷 データの収集、使用実態の把握 導入効果等の調査・分析・評価 ロボット技術の改良 成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 マニュアルの作成 研修会の開催や普及啓発資料の作成						
合計						

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

対象品目	
------	--

(注) 取り組む品目が複数ある場合は全て記載すること。

実証地	〇〇県〇〇市
-----	--------

(注) 実証地が複数ある場合は全て記載すること。

	内容 (台数)	開発者・メーカー等
導入するロボット技術		
付帯的な機器		

(注) 「導入するロボット技術」の「内容 (台数)」欄は、要領別紙1の支援の対象とするロボット技術などを参考に記載すること。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

<p>【現状】</p> <p>【課題】</p> <p>【課題解決に向けた方向性】</p>
--

(注) 実証を予定しているロボット技術の現状と課題、課題解決に向けた方向性等について、数値等も交えて具体的に記載すること。

2 具体的な成果目標 (平成27年度)

成果目標	
目標数値決定の考え方	
事後評価の検証方法	

- (注) 1 「成果目標」の欄は、数値目標を具体的に記載すること
2 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値決定にあたって、現状を明らかにし、計算方法等を含め具体的に記載すること
3 「事後評価の検証方法」の欄は算出方法について、客観的な手法 (方法) により検証ができることを記載すること。

第3 導入するロボット技術やこれを活用し確立を目指す技術体系の有効性

--

(注) 導入する技術等は、生産現場が抱えるどのような問題の解決につながるか、どのような導入効果があるかなどを具体的に記載すること。

第4 導入するロボット技術やこれを活用し確立を目指す技術体系の先進性

--

(注) 導入する技術等の先進性について、既存の類似技術との比較などにより分かりやすく記載すること。

第5 ロボット技術の普及可能性

1 経済的普及性

--

(注) 経済的普及性について、ロボットの導入価格（量産化後の販売価格）と既存の機械価格との比較のほか、ロボットの導入価格と農林漁業者の購入意向や導入による効果などについて、できるだけ分かりやすく示すこと。

2 波及性

--

(注) 導入・活用が見込まれる作業や地域のほか、将来の販売台数見込を示すなどにより、実証地以外の地域や他の作付・作業体系への普及可能性について記載すること。

第6 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	実施内容
(平成26年度)	
月	
月	
月	

(注) 必要に応じて欄の追加を行うこと。

2 事業内容

(1) 実証検討委員会の設置

ア 実証検討委員会の委員

所 属 ・ 役 職 名	氏 名	役割分担内容	備 考

イ 検討委員会の開催

開 催 時 期	開 催 内 容	備 考
年 月		
年 月		

(2) 外部研修会等への参加

研 修 時 期	研 修 内 容	備 考
年 月		
年 月		

(3) ロボット技術の活用方法に関する活用者への研修

研 修 時 期	研 修 内 容	備 考
年 月		
年 月		

(4) ロボット技術を活用するための環境整備

--

(注) 導入するロボットと環境整備の関係が分かるよう記載すること。

(5) ロボット技術の生産現場での活用

--

(注) 活用者を明確にし、ロボットを活用して行う作業内容について具体的に記載すること。

(6) 効果測定等に必要データの収集

調査項目	調査手法	備考

(7) 導入効果等の調査・分析・評価

調査・分析・評価の手法及び内容	備考

(注) (6) との関係が分かるよう記載すること。

(8) ロボット技術の改良

--

(注) 本事業の成果を用いて行うことが想定される改良について具体的に記載すること。

(9) 成果の報告及び普及

--

(10) その他必要な取組

時 期	内 容	備 考
年 月		
年 月		

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C) 円	負 担 区 分				備 考 (経費の内容及び内訳)
			補助率	国庫補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
実用化検討委員会の設置等 実用化の検討等の設置・開催 外部研修会への参加							
ロボット等の導入 ロボット及び附帯的な機械の導入 活用者への研修							
ロボット技術活用のための環境整備							
生産現場での活用及びデータ収集 農林水産物の生産、加工・調整、出荷 データの収集、使用実態の把握							
導入効果等の調査・分析・評価							
ロボット技術の改良							
成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 マニュアルの作成 研修会の開催や普及啓発資料の作成							
合 計							

第8 収支予算

ア 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
2 自 己 資 金					
3 そ の 他					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第9 事業実施体制

(1) 申請者（事業代表者）

氏 名	
所属機関	
所属部署	
職 名	
所在地	〒
TEL	
FAX	
メールアドレス	
過去の類似事業の実績	実施時期及び概要を記入

(2) 実施体制図

(第5の2事業内容と実施者の対応、各者の連携の内容について記載。)

--

(注) 事業実施体制がわかる図などの添付も可。

(2) コンソーシアムの概要

中核機関名	
中核機関代表者	
事務局代表社名	
会計責任者名	
コンソーシアムを構成する組織、団体名	

- (注) 1 コンソーシアムが事業実施主体となる場合のみ記載すること。
2 「中核機関名」「中核機関代表者」の欄は、中核機関を選定する場合は記載すること。
3 所属・氏名等記載した名簿を整理し添付すること。

第10 添付書類

- 1：導入するロボット等の活用状況にかかる資料。(対象作物の生産量、稼働期間、処理量等を踏まえて施設の規模が適切に決定されたことが確認できる資料)
- 2：事業実施地区の位置図や施設の配置図、平面図等
- 3：その他、生産局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別記様式第 1 - 2 号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 あて

生産局長
〔 林業用ロボットにあつては、林野庁長官
漁業用ロボットにあつては、水産庁長官 〕

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）の実施計画の承認について

平成 年 月 日付け 号で申請のあつた件について審査の結果、承認された※1
のでここに通知する。

なお、後日、割当内示をするので、これに基づき手続きを進められたい。※2

※1：承認されなかつた者に対しては、承認されなかつたと記入。

※2：承認された者に対し記入。

別記様式第1-3号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〔 林業用ロボットにあつては、農林水産省林野庁長官
 漁業用ロボットにあつては、農林水産省水産庁長官 〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）の評価報告

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱第5の規定により別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別添の事業評価報告書を添付すること。

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業

大規模導入実証

事業評価報告書

事業実施期間： 平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日

事業実施主体名
コンソーシアム名 :

第1 事業実施総括表

事業概要	総事業費 円	負担区分				備考
		補助率	国庫補助金 円	自己資金 円	その他	
実証検討委員会の設置等 実証検討等の設置・開催 外部研修会への参加 ロボット等の導入 ロボット及び附帯的な機械の導入 活用者への研修 ロボット技術活用のための環境整備 生産現場での活用及びデータ収集 農林水産物の生産、加工・調整、出荷 データの収集、使用実態の把握 導入効果等の調査・分析・評価 ロボット技術の改良 成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 マニュアルの作成 研修会の開催や普及啓発資料の作成						
合計						

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

対象品目	
------	--

(注) 取り組む品目が複数ある場合は全て記載すること。

実証地	〇〇県〇〇市
-----	--------

(注) 実証地が複数ある場合は全て記載すること。

	内容（台数）	開発者・メーカー等
導入したロボット技術		
付帯的な機器		

（注）「導入するロボット技術」の「内容（台数）」欄は、要領別紙1の支援の対象とするロボット技術のロボット技術名を参考に記載すること。

第2 事業実施結果の詳細

1 事業の実施時期と実施内容

事業の実施時期	実施内容
(平成26年度)	
月	
月	
月	

（注）必要に応じて欄の追加を行うこと。

2 事業内容

(1) 実証検討委員会の設置

ア 実証検討委員会の委員

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 検討委員会の開催

開催時期	開催内容	備考
年 月		
年 月		

(2) 外部研修会等への参加

研修時期	研修内容	備考
年 月		
年 月		

(3) ロボット技術の活用方法に関する活用者への研修

研修時期	研修内容	備考
年 月		
年 月		

(4) ロボット技術を活用するための環境整備

--

(5) ロボット技術の生産現場での活用

--

(6) 導入効果等の調査・分析・評価

調 査 ・ 分 析 ・ 評 価 結 果	備 考

(7) ロボット技術の改良

--

(8) 成果の報告及び普及

--

(9) その他の取組の実施状況

内 容	備 考

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C) 円	負 担 区 分			備 考 (経費の内容及び内訳)
			補助率	国庫補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	
実用化検討委員会の設置等 実用化の検討等の設置・開催 外部研修会への参加 ロボット等の導入 ロボット及び附帯的な機械の導入 活用者への研修 ロボット技術活用のための環境整備 生産現場での活用及びデータ収集 農林水産物の生産、加工・調整、出荷 データの収集、使用実態の把握 導入効果等の調査・分析・評価 ロボット技術の改良 成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 マニュアルの作成 研修会の開催や普及啓発資料の作成						
合 計						

第4 収支決算

ア 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
2 自 己 資 金					
3 そ の 他					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第5 添付書類

- 1：導入するロボット等の活用状況にかかる資料。（対象作物の生産量、稼働期間、処理量等を踏まえて施設の規模が適切に決定されたことが確認できる資料）
- 2：事業実施地区の位置図や施設の配置図、平面図等
- 3：その他、生産局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料

第6 成果目標の達成状況

第7 取組の総評

(注) 本事業の実施により得られた成果（目標として掲げた以外の成果も含む）、残された課題などについて記載すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業(大規模導入実証)事業評価票

評価担当課

〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 (うち国費〇 〇〇円)	総合評価	B : 計画通りの成果が見られる
				総合所見	C : 計画通りの成果がみられない
評価観点ごとの所見					
a成果目標が達成されているか					
b計画に即した取組が行われたか					
c予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業費は決算額を記入する。

別記様式第1-5号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〔林業用ロボットにあつては、農林水産省林野庁長官〕
〔漁業用ロボットにあつては、農林水産省水産庁長官〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

農林水産業におけるロボット導入実証事業（大規模導入実証）における改善計画について

農林水産業におけるロボット導入実証事業（大規模導入実証）において、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
（改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業評価報告書の写しを添付すること。）
 - （1）成果目標：
 - （2）実績：
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式 2 - 1号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等）の計画の（変更）承認申請について

平成 年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等）を実施したいので、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱の第4に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。
なお、事業計画に関する担当者は下記のとおり。

記

（担当者）
所属・役職
担当者氏名
電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載
FAX番号
Eメール

添付書類

- （1）事業計画書（全国事業計画）
- （2）応募団体の概要がわかる資料（定款、規約、会計経理規定、パンフレット等）
- （3）直近年の決済収支等
- （4）事業費の積算根拠となる資料
- （5）その他（※必要に応じて）

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業

実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

全国事業計画書

事業実施年度： 平成 26 年度（事業完了予定日：平成 年 月 日）

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表

事業概要	総事業費	負担区分				備考
		補助率	国庫補助金	自己資金	その他	
実用化検討委員会の設置 実用化の検討等の企画及び実施 外部研修会への参加 実用化の促進に向けた検討 規格の標準化等に係る調査・分析 技術者のマッチング等の企画及び実施 ロボット技術導入のための業務分析 成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 成果報告シンポジウムの開催	円		円	円		
合計						

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(平成26年度) 月 月 月	

2 事業内容

(1) 実用化検討委員会の設置

ア 実用化検討委員会の委員

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 実施計画

実施時期	実施場所	検討内容	備考
年 月			

(2) 外部研修会等への参加

研修時期	研修内容	備考
年 月		

(3) ロボット技術の規格標準化の検討

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 調査・分析方法

調査・分析の手法及び内容	備考

(4) 安全性確保のルールづくりの検討

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 調査・分析方法

調査専門員の所属及び氏名	備考

現地調査ブロック	現地調査・分析の手法及び内容	実施時期	備考
		年 月	

(注) 現地調査ブロックには、北海道農政事務所、各地方農政局（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州）及び沖縄総合事務所の管轄区域を記入すること。
現地調査・分析の手法及び内容については、調査先の抽出方法及び調査・分析内容を具体的に記入すること。

(5) 機能安全認証のあり方に係る調査・分析

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 調査・分析方法

調査・分析の手法及び内容	備考

(6) 技術者マッチングセミナーの開催

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 実施計画

開催時期	開催場所	セミナー内容	備考
年 月			

(7) 革新的アイデアの発掘調査

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 実施計画

実施時期	実施場所	実施内容	備考
年 月			

(8) ロボット技術導入のための業務分析

ア 検討体制

所属・役職名	氏名	役割分担内容	備考

イ 調査・分析方法

調査専門員の所属及び氏名	備考

現地調査ブロック	現地調査・分析の手法及び内容	実施時期	備考
		年 月	

(注) 現地調査ブロックには、北海道農政事務所、各地方農政局（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州）及び沖縄総合事務局の管轄区域を記入すること。

海外調査の場合は、調査ブロックに国名を記入すること。

現地調査・分析の手法及び内容については、調査先の抽出方法及び調査・分析内容を具体的に記入すること。

(9) 成果の報告及び普及

ア 報告書及びパンフレットの作成

報告書及びパンフレットの内容	作成部数	配布先	備考

イ 成果報告シンポジウムの開催

開催時期	開催場所	開催規模	シンポジウムの内容	備考
年 月		人		

(10) その他必要な取組

時期	場所	内容	備考
年 月			

第4 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C)	負 担 区 分			備 考 (経費の内容及び内訳)	
			補助率	国庫補助金 (A)	自己資金 (B)		その他 (C)
実用化検討委員会の設置 実用化の検討等の企画及び実施 外部研修会への参加 実用化の促進に向けた検討 規格の標準化等に係る調査・分析 技術者のマッチング等の企画及び実施 ロボット技術導入のための業務分析 成果の報告及び普及 成果報告書等の作成 成果報告シンポジウムの開催		円		円	円	円	
合 計							

第5 収支予算

ア 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
2 自 己 資 金					
3 そ の 他					
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等	円	円	円	円	
合 計					

第6 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	実施時期及び概要を記入
関係機関との連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制と関係機関との連携関係を記入	

(注) 事業実施体制がわかる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別記様式第2-2号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 あて

生産局長

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等）の実施計画の承認について

平成 年 月 日付け 号で申請のあった件について審査の結果、承認された※1
のでここに通知する。

なお、後日、割当内示をするので、これに基づき手続きを進められたい。※2

※1：承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入。

※2：承認された者に対し記入。

別記様式第2-3号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等）の評価報告

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱第5の規定により別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別添の事業評価報告書を添付すること。

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業(大規模導入実証)事業評価票

評価担当課

〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 (うち国費〇〇〇円)	総合評価	B : 計画通りの成果が見られる
					C : 計画通りの成果がみられない
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a成果目標が達成されているか					
b計画に即した取組が行われたか					
c予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業費は決算額を記入する。

別記様式 3 号

平成 年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）
収益状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〔 林業用ロボットにあつては、農林水産省林野庁長官
漁業用ロボットにあつては、農林水産省水産庁長官 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があつた農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要領第11の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

1 実施事業の名称

事業名	事業内容	備考
農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）		

(注) 1 事業実施計画時に提出した事業内容を記載すること。

2 「備考」の欄について事業内容の詳細等について記入すること

2 補助事業に係る知的財産権の譲渡若しくは実施権の設定に係る許諾による収益

項目名 () 円

3 補助事業の成果の企業化による収益

円

4 企業化に係る総費用

円

5 補助事業に関して支出した技術開発費の総額

円

6 補助金の確定額

7 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合

(注) 収益計算書を添付すること。